

助の対象にならないと思われるような土地については、すぐにでも公社より買い取り、市民が有効利用できるよう早急に措置されるべきだというふうに思います。土地開発公社より、あすにでも買い取るべきです。公社の健全化が求められている中であって、意味もなく行政のツケをずるずると回し続けることは、懸命に健全化に取り組んでいる長崎市土地開発公社及び都市整備公社へもよい影響は出ないと思います。

そして、12年度決算では、財政調整基金約41億円、減債基金その他分約114億円、まちづくり基金約10億円、合計170億円、これらの基金を運用することで買い取りは十分に可能だと思います。

あと時間がありませんが、ご見解があれば承りたいというふうに思います。財政部長、いかがですか。

市長（伊藤一長君） 時間が終わりましたけれども、この問題は、これで終わって申しわけないんですけれども、市民プールの問題にしましても、科学館の問題にしましても、そういう問題等も含めて、もう一度やはり議会も含めて、きょうは傍聴者もたくさんいらっしゃいますので、もう一度きちっと整理をし直した方が私はいいと思います。そのことも含めて、こういう時代でございますから、整理をした形で議論をした方が私はいいということで終わらせていただきます。

副議長（江口 健君） 次は、14番毎熊政直議員。

〔毎熊政直君登壇〕

14番（毎熊政直君） おはようございます。

自由民主党の毎熊政直でございます。

質問通告に基づきまして、順次、質問いたしますので、市長並びに関係理事者の明確なご答弁を求めますのでございます。

私は、「わくわくどきどきするものがあるから生きていける」「夢があるから走っていける」。市長や市役所の皆様も私と同じだと思います。ところが、いざ、市長や理事者のご答弁をお聞きするたびに、本当に夢がないかと自席のため息をつばかりであります。

長引く不況の影響で、ややもすればうつむき加減な長崎を元気あふれる長崎に、そのために微力を尽くしたいという思いからお尋ねいたしますので、また、ため息をつくことがないようご答弁を期待いたします。

まず1点目が、将来を見据えた夢のあるまちづくりについてであります。

都市経営、いわゆるまちづくりは2つの側面があり、1つは、まちづくりの目的を達成するための手段や資源を最適あるいは合理的に配分しているという行政の合理性の側面であり、これは行政改革に代表されるような行政経費の制限や組織の合理化の問題であります。このことについては、私は行政の守備範囲を見直し、民間でやれるものは民間に、あるいはボランティア団体をお願いするものは環境を整えた上でボランティア団体をお願いするべきであると考えております。

また、質の高い市民サービスを提供するという目的から組み立てられた政策、施策、各種の事業ごとにカルテが必要であるとの思いから、政策評価の導入を図ること。また、大型プロジェクト事業の進行管理を厳しく行うよう昨年質問し、また、意見を申し上げました。

まちづくりの2点目の側面としては、都市を発展、成長させると同時に、都市における自治体の主導的役割を重視した戦略的行政の側面であり、ます。

私は、本年の6月議会で教育問題について質問いたしました。若者の考え方を聞いてみると、夢のある生活というか、生活の指針がないというような傾向を感じます。今こそ、市長が将来を見据えた夢のあるまちづくりについて、具体的な施策展開を提示していかないと、若者を含めたすべての長崎市民がビジョンを描きにくくなります。

先月、市長は、市町村合併の方向性についての記者会見の中で、「合併するなら中途半端でなく、10年、20年先を見据えた合併が必要だと思う」と発言されました。合併特例法の期限切れが平成17年3月に迫っており、長崎市を巻き込んだ自治体再編の動きが加速しております。

今、長崎市は、将来を見据えたまちづくりの岐路に立たされています。幸いに、長崎には出島に代表される全国あるいは世界に誇れる歴史と文化があります。また、平成15年度には出島バイパスが、平成17年度には長崎港のランドマークともなる女神大橋も完成予定であります。さらに、諏訪の森再整備構想としての（仮称）歴史文化博物館も平成17年度中に開館予定です。

私は、これらを生かした魅力あるプロジェクト

事業の展開は、長崎再生のかぎを握るものと考えます。都市間競争が激化している今、600万人観光客を目指してオンリーワンの観光地づくりへの千載一隅のチャンスでもあると思います。

そこで、将来を見据えた夢のあるまちづくりについてお尋ねします。

1つ、ランドマークとなる女神大橋を核としたまちづくりと関連施策の展開をどのように図られるのか。

2つ、諏訪の森再整備構想としての(仮称)歴史文化博物館を中心とした長崎文化の創出、観光振興策をどのように展開されるのか。

3つ、幹線道路網の整備状況について。

以上、3点を伺います。

次に、第2点目の質問通告、環境行政について質問いたします。

まず、環境問題に対する行政の責務についてあります。本市は、平成11年度に環境基本条例の制定、環境基本計画の策定、平成12年度には環境基本計画進行管理計画、長崎市役所環境保全率先実行計画を策定されました。さらに去る12月3日、市長は、長崎市が環境にやさしいまちとなることを内外に宣言する環境都市宣言を行いました。

これらの取り組みは、循環型都市づくりを進める上で、ある一定評価はいたしております。環境を守ることは、これからの日本と子どもたちの未来にとってより大切なことでもあります。しかしながら、本市が進めようとしている循環型のまちづくりは、単にリサイクルの推進に終始していると思えません。このようなりサイクル推進では、ものを使いたいから使ったものをもう一度使えないかという考えに終始することを懸念いたします。

私は、ものを大切にすることはいい。ごみをリサイクルするには限界がある。ごみが出るところにはごみ箱を、ごみの不法投棄を徹底的に監視・指導することが行政の責務であると思えます。さらに、これからは「こころの時代」であるとも考えます。ものを大切にすることは、心を大切にすれば自然とごみは減るという基本的な考えを柱に事業展開を進めるべきと考えます。

本市には、自然との共生という大きな狙いがあるならば、毎日の生活で何をなすべきか、行政として実践できることをこつこつと実践するべきだと思います。

そこで、環境問題に対する行政の責務について、どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

次に、行政改革における民間委託の推進についてであります。

これまでは、行政が公共の大部分を担うという前提のもとで、個別の事業の見直し、改善を行ってきているわけですが、市民、企業、行政の役割分担そのものを見直す動きの中で、現業部門のあり方そのものが問われております。

本市のごみ収集作業は市直営と委託により行われておりますが、委託に至った経緯は、町村合併前から委託が行われていた地域の4地区、4業者のみであります。観光地や幹線道路沿いを含めて、業者委託できる場所はたくさんあります。この件につきましては、我が会派の同僚議員も観光面や住民の満足度、さらには費用の面からも民間の力が必要だと再三質問しているところであります。

そこで、行政改革における外部委託化の進め方について、どのような考えを持って具体的に進められるのか、お尋ねいたします。

最後に、第3点目の質問通告、幼児教育のあり方について質問いたします。

近年の少子化や女性の社会進出の増加などの状況にあって、幼児期からの教育の重要性が改めて認識されてきております。また、幼稚園と小学校、幼稚園と保育所連携、幼児期からの心の教育など、幼児一人ひとりの望ましい発達を促していく施策が求められています。

そこで、1つ、3歳からの幼児教育の充実について、本市としては、どのような施策を展開されるのか、お尋ねします。

次に、私立と公立の格差是正についてお伺いいたします。

私立の幼稚園の経営環境は、少子化の影響を受け、まことに厳しい状況であるとお聞きいたしました。また、私立の幼稚園と公立の幼稚園では、保護者負担にも格差が生じております。

そこで、私立幼稚園と公立幼稚園との格差是正に向けて、私立の幼稚園に対して、どのように支援されるのか、お尋ねいたします。

以上、本壇からの質問を終わりにさせていただきますが、ご答弁をお聞きした上で、再質問を自席よりさせていただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。=(降壇)=  
副議長(江口 健君) 市長。

〔伊藤一長君登壇〕

市長(伊藤一長君) 毎熊政直議員のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の将来を見据えた夢のあるまちづくりについてでございますが、その中の諏訪の森再整備構想につきましてお答えをいたしたいと思えます。

諏訪の森再整備構想につきましては、昨年11月30日に知事と合同で発表いたしました諏訪の森再整備構想の基本方針に基づきまして、これまで長崎県・長崎市都市づくり連絡会議を中心に、県と市が一体となって(仮称)歴史文化博物館の建設計画について協議を重ねてきたところであります。その結果、建設に関する県市の協議が調い、このたび歴史文化博物館(仮称)建設基本構想案を取りまとめることができましたので、去る11月16日に知事と合同で発表したものであります。

この基本構想案につきましては、12月14日まで市民、県民の皆様方のご意見をお聞きをしながら基本構想を策定してまいりたいと考えております。

なお、(仮称)歴史文化博物館の建設に関するスケジュールでございますが、本年度は、ただいま申し上げました基本構想を策定いたしますとともに、建築の設計、展示設計に入ってまいりたいと考えております。

その後、平成14年度までに建築の設計、展示設計を終了、平成15年度及び16年度で建築工事を行い、平成17年度の中ごろの完成を想定いたしております。できる限り早い完成を目指して、今後とも県と一体となって取り組んでまいる所存であります。

毎熊議員ご指摘の(仮称)歴史文化博物館を中心といたしました長崎文化の創出と観光振興策の件でございますが、(仮称)歴史文化博物館は、近世長崎の海外交流史を中心に、現在の県立美術館、そして県立の長崎図書館、さらに市立の博物館が所蔵する資料を一堂に展示・公開するとともに、長崎ならではの歴史の流れを身近に学べる、全国にも誇れる長崎学も含む魅力的な拠点施設を目指しているところであります。

また、かつて長崎奉行所立山役所や長崎会所などが置かれていた由緒ある諏訪の森地区を将来に

わたって文化の香り高い魅力ある空間として、さらに価値を高め、本市の観光振興にも寄与するよう、長崎奉行所立山役所の一部を復元するなど、文化的価値と観光的魅力をあわせ持つ新たな名所となるものと考えております。

さらに、(仮称)歴史文化博物館は、敷地全体を「和」を基調に整備することにしております。これによりまして、南山手・東山手の洋風、唐人屋敷などの中国風、出島のオランダ風と関連させた、本市の地区の特性に応じた魅力あるまちづくりが形成されるものと考えております。

なお、毎熊議員が将来の長崎のまちづくりを夢のあるまちづくりにしようではないかと、全く私も同感であります。

私も就任しまして、もう7年を経過しようとしております。最近、若い方々を中心に、長崎のまちは大分、いろんな整備等も含めて変わってきましたね、新しくなってきましたね、楽しくなってきましたねということ等を聞きましたら非常に嬉しい気持ちでございます。

今、私が申し上げておりますのは、議会の皆様方と一緒にしまして、次の今ご指摘の女神大橋の1期工事が平成18年の春に完成、順調に予算がつけば完成の予定でございますので、女神というネームバリューもさることながら、これは橋梁の橋の高さも含めて、本当に世界に誇れる橋になると、ですから、次の目標は平成18年の春に向けた形で、先ほどの歴史文化博物館も含めて、美術館もそうでありますし、ハード面・ソフト面、出島の2期工事、唐人屋敷、いろんな夢、それぞれ皆さん方がこれまで抱えておりました夢の問題、そういうものを限られた財源、乏しい財源でございますけれども、やりくりをしながら、民間の皆様方の協力を得ながら頑張ってまいりたいというふうに思いますので、その思いは、恐らく皆さん方と一緒にしたいと思いますので、今後ともよろしく願いさせていただきたいというふうに思います。

夢のあるまちづくりをしましたら、持ち時間全部しゃべってしまいますので、ひとつその点はご理解をいただきたいと思います。

2点目の環境行政についてお答えをいたしたいと思えます。

まず、環境問題に対する行政の責務でございますが、現在の環境問題は、地域規模から地球規模

までの広範多岐にわたっており、これらの問題への対応といたしまして、まず本市が市民、事業者が率先して環境問題に取り組むことや市民、事業者のそれぞれの役割を認識していただくための啓発あるいは不法投棄などを未然に防止するための監視など、指導的役割が求められているところであります。

したがって、私どもは長崎市役所環境保全率先実行計画を策定いたしまして、本年度から環境保全に関する国際規格でありますISO14001の認証取得の準備作業に着手をし、省エネルギー、ごみの減量化並びに公共事業の環境配慮などについて全庁的に取り組みを行っているところであります。

また、環境問題への取り組みにつきましては、行政のみならず市民、事業者の皆様方の参加、協力が不可欠であることは申し上げるまでもございません。

議員ご指摘のとおり、これからは「こころの時代」であるといわれており、自然との共生あるいは幼児から大人までの環境教育、環境学習の推進が今後の環境行政における重要な課題であると認識をいたしております。

具体的には、来年度から本格実施になります小中学校における総合的な学習の時間への対応、市内の希少の動植物を含む自然環境調査の実施、市民、事業者による環境保全活動への支援など、さらに充実してまいりたいと考えております。

また、市役所の中にも小動物研究会等も立ち上がっておりまして、グラバー園などでもその種の取り組みをいたしておりますので、あわせてご報告をさせていただきたいと思っております。

ごみ問題につきましても、大量生産・大量消費社会のままではリサイクルの推進に限界があり、まずはごみの発生を減らすことが重要であると考えておりますので、具体的な取り組みとして、次の4つのことを提唱しております。優先する順番に申し上げますと、1つ目は、ごみとなるものは買わないこと、2つ目は、ごみを減らし、ごみを出さないようにすること、3つ目は、ものの再使用を進めること、最後がリサイクルであります。

これらのことを推進するために、具体的には、過剰包装をなくすためのマイバック運動の普及、生ごみ堆肥化容器の購入の補助、捨てる前に利用

することの大切さを啓発するためのばってんリサイクルの開催、モデル地区におけるプラスチック製容器包装の分別試行などに取り組んでいるところであります。

また、古紙のリサイクルを促進するために、集団回収を行う自治会あるいは子ども会へ補助金を交付しておりますが、このことは、各団体の活動資金を助成するだけでなく、ものを大切にすることを育てることや地域コミュニティの創造の一助となっているものと思っております。

なお、来年の2月からごみ袋の指定有料化が始まりますが、これを機会に、市民の皆様方にも一度、ごみの減量について考えていただき、本市といたしましても、ごみの減量化、資源の有効活用などの啓発・支援にさらに力を入れてまいりたいと考えております。

最後に、不法投棄対策でございますが、本年の5月から本市職員による夜間パトロールを実施するとともに、10月からは環境美化パトロール班及び清掃指導員の増員を行い、また、郵便局及び九州電力と不法投棄の通報に関して提携をいたしまして、監視体制のさらなる強化を図っているところであります。

なお、本年6月には、公共用地管理者であります国、県、市及び警察で構成いたします長崎市廃棄物不法投棄連絡協議会を設立いたしまして連携を強化するとともに、既に不法投棄された箇所の改善を進めているところであります。

次に、行政改革における民間委託の推進についてお答えをいたします。

今日、厳しい行財政環境が続く中、地方分権時代にふさわしい簡素で効率的な行政体制の確立に向けまして、地方公共団体は徹底した行政改革を進めることが要請されておりました。本市におきましても、平成8年度に長崎市行政改革大綱を策定し、積極的に取り組んでまいりました。その重点項目の一つとして、民間活力を生かした事務事業の展開を掲げ、グラバー園の管理業務委託、西工場の操作業務委託あるいは公園の維持管理業務の委託、下水処理場の維持管理業務の委託、病院の医事業務や調理業務の委託等を計画的に推進し、一定の成果が得られているものと思っております。

さらに、本年3月には行政改革大綱を改定し、新たに本年から5カ年間の実施計画を策定したと

ところでございますが、その行革大綱の具体的施策の一つであります「経営感覚に立脚した事務事業の一層の効率化」の中に民間委託等の推進を掲げております。民間委託を推進する上での基本的な考え方といたしまして、公共性・公益性など行政責任の確保等に十分配慮する中で、民間に委託した方が経済的に優れている業務、民間に代替手段のある業務、民間によってサービスが提供されており、行政が競合して実施する意義が薄れているもの等につきまして、積極的かつ計画的に民間委託の推進あるいは民間によるサービスの提供を図っていくこととしているところであります。

また、国の経済財政諮問会議が示しました構造改革のための7つの改革プログラムの中で、民間でできることは、できるだけ民間に委ねるという原則が示されているように、民間委託の推進は、民間部門の活動の場と収益機会の拡大に結びつくものであります。

現在の取り組み状況であります。行革大綱の実施項目に、民間委託等の推進ということで、12項目を掲げております。本年度におきましては、休日夜間急患診療所運営業務の委託、文書配送及び教育委員会メールカー業務の委託、小中学校環境整備業務の見直しにつきまして、平成14年度からの実施を目指し、組合員の皆様方とも十分協議を進めているところであります。

また、市立病院の経営健全化の中でも、市立病院病棟衛生補助員業務の委託、成人病センターポイラー業務、献立業務の委託等に取り組んでいるところであります。

今後とも、行政運営の効率化、市民サービスの向上の観点から、民間委託等の実施が適当な事務事業につきましては、行政責任の確保等に十分に配慮をしながら、積極的かつ計画的に進めていきたいと考えております。

次に、具体的取り組みとして、ごみ収集の民間委託の現状と今後の考え方についてお答えをいたします。

本市のごみの収集の業務委託は、毎熊議員もご指摘のように、昭和37年1月に、茂木町あるいは式見村が本市に編入されたことを契機といたしまして始めたものでありまして、その後三重地区、深堀地区等、当該地区のごみ処理を行ってまいりました4つの民間業者に委託をし、現在に至ってい

るところであります。

全市における委託の業務割合であります。世帯数ベースで14.1%となっておりますが、特に三重地区におきましては、平成6年度と比較して、世帯数が30.6%の伸び率を示しており、今後も宅地開発が計画されていることから、民間への委託割合は大きくなるものと予測されます。

また、粗大ごみの収集運搬業務につきましても、市民の利便性の向上及び経費削減を図るために、本年10月から株式会社長崎衛生公社に委託したところであります。

次に、今後の民間委託であります。平成17年度から観光地及び主要幹線道路沿いでのごみの収集業務の委託を計画しているところであります。

行政の執行につきましては、常に最小の経費で最大の効果が求められているものでありますので、廃棄物対策事業におきましても、今後とも民間委託も含めた効率的な収集、運搬、処理、処分体制の確立に向け努力してまいりたいと考えております。

以上、私の本壇よりの答弁といたしたいと思っております。

他の件につきましては、教育長も含め、それぞれの所管の方からお答えをいたしたいと思っております。

= (降壇) =

企画部長(原 敏隆君) 将来を見据えた夢のあるまちづくりのうち、ランドマークとなる女神大橋を核としたまちづくりと関連施設についてでございますが、女神大橋は、都心部の道路交通の緩和を図る環状型道路網の一部として、さらに長崎・西彼杵半島の一体化の促進や広域交通ネットワーク形成上重要な道路として、平成17年度を完成目標に工事が進められているところでございます。

この女神大橋の整備は、長崎市全体の活性化に寄与するものと考えられており、とりわけ産業活性化に代表される生産・雇用の面や文化、観光などを通じて社会面に及ぼす効果も大きいと期待しております。特に、観光面に及ぼす効果としましては、女神大橋自体が長崎港のランドマークとなり、新たな観光資源となることが考えられます。

本市といたしましても、女神大橋自体が長崎港のランドマークとなることから、西泊・女神地区からグラバー園、鍋冠山付近にかけての環長崎港周辺地域において、港の景観構想や修景施設とし

での整備構想など、観光資源としての調査研究を行う環長崎港域構想策定を行っているところでございます。

現在、構想を策定するに当たり、学識経験者や地元住民、観光関係者からなる環長崎港域構想策定検討委員会の助言や意見をお聞きし、拠点地区の絞り込みや拠点施設の実現化の方向性、課題などの整備や施設の事業化計画、事業費、スケジュール案、PR方策、事業費の調達方法などをまとめることとしております。

以上でございます。

都市計画部長（松本紘明君） 幹線道路の整備状況についての質問でございますけれども、平成17年度までに完成予定の本市の幹線道路のうち、九州横断自動車道長崎大分線の市内延伸につきましては、日本道路公団において、平成15年度を完成目標として進められており、用地買収が99%の進捗で、全区間において本格的な工事が進められ、平成13年11月末の事業費ベースでの進捗率につきましては約58%となっております。

九州横断自動車道から都心部へのアクセス道路となります一般国道324号出島バイパスにつきましては、九州横断自動車道と同じ平成15年度末を完成目標に、長崎県において鋭意整備中であり、平成13年度末の進捗率は約74%の予定でございます。

また、本市東部及び南部地区とのアクセス道路となる小ヶ倉蛭茶屋線につきましては、平成17年度末を全線完成目標に、県市一体となり整備を進めております。このうち、県事業の八景町から田上2丁目間の田上工区につきましては、平成13年度末の進捗率は約81%の予定であり、市事業の矢の平町から愛宕4丁目間の白木工区につきましては約94%、愛宕4丁目から田上2丁目までの愛宕工区の進捗率につきましては約60%の予定でございます。

また、女神大橋につきましては、都心部の交通渋滞緩和を図る環状道路として、県の道路事業及び国の直轄港湾事業として、現在、1期工事、これは戸町5丁目から大浜間でございますが、平成17年度を完成目標に鋭意整備が進められているところであります。

なお、平成13年度末の進捗率は約50%の予定でございます。

以上でございます。

教育長（梁瀬忠男君） 幼児教育のあり方についてお答えを申し上げます。

まず、1点目の3歳からの幼児教育の充実の件でございますけれども、本市の幼児教育の推進に当たりましては、幼児期が人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であることを踏まえまして、家庭と幼稚園等が十分な連携を図り、幼児一人ひとりの望ましい発達を促していく教育環境の整備に努めているところでございます。

幼稚園における3歳からの幼児教育につきましては、私立幼稚園51園に通う園児が5,800人を超えておりまして、幼稚園全体の約93%を担っていただいております。

本市においては、幼児教育の大部分が私立幼稚園に依存している状況にあります。これまで同様、私立幼稚園に対する助成措置を初め私立幼稚園の保護者への助成についても、引き続き検討してまいりたいと基本的に考えております。

近年、幼稚園教育を取り巻く環境は大きく変わってきております。特に、全国の例に漏れず、本市におきましても少子化の進行から幼児数が減少し、また、女性の社会進出等に伴って、教育・保育ニーズが多様化してきた結果、幼稚園に新たな対応が求められてきております。

このような状況の中で、本市は、平成9年7月に長崎市幼稚園問題検討協議会を発足させ、幼稚園教育の現状や今後のあり方について検討を重ねました。その結果、長崎市の幼稚園教育のあり方についての報告をいただいております。この報告を受けまして、本市の幼稚園教育の課題につきまして、私立幼稚園協会と意見交換を実施したり、地域に開かれた幼稚園づくり、これを支援する幼児教育センターの育成と必要性等について検討を重ねてまいりました。

また、平成12年度と13年度におきましては、文部科学省の委託を受け、市立幼稚園3園と私立幼稚園2園で協力をいたしまして、子育て支援事業の研究も行ってしております。事業内容は、子育て支援講演会、園庭開放、保健婦による子育て相談が主なものでございます。講演会は、公私立の乳幼児の保護者及び幼稚園の教員を対象に実施をいたしております。園庭開放につきましても、各研究協力園で行っておりますが、幼児の安全な遊び場

として、また、保護者同士の交流の場として利用者からも大変好評を得ているところでございます。さらに、園庭開放時の保健婦による子育てカウンセリングは、保護者同士の会話に相談員が入り、気軽に相談を受ける方法をとっており、食べ物の好き嫌いや病気など、多岐にわたる保護者の悩み・相談に適格なアドバイスを行っております。

いずれにいたしましても、幼児教育は、小中学校における教育の基礎となるものであり、今後とも、委託研究の成果等を踏まえ、公私立連携を図り、本市の幼児教育を考えていくことは非常に重要なことであると考えているところでございます。

次に、2点目の私立と市立の格差是正についてのご質問でございます。

私立幼稚園に対しまして、私立幼稚園振興費補助金、私立幼稚園就園奨励費及び私立幼稚園協会補助金の三本立ての補助を実施して、格差の是正に努めてもおります。

近年の助成の状況について申し述べますが、1番目の私立幼稚園振興費補助金についてであります。平成6年度は総額2,115万1,000円でありましたが、6年間で865万7,000円増加をし、平成12年度では2,980万8,000円の助成となっております。また、平成13年度はできるだけ小規模幼稚園を救済できるような内容に改正もいたしております。

2番目の私立幼稚園就園奨励費につきましては、国の補助対象区分に加えまして、市単独の制度といたしまして、平成12年度までは1万円の助成でありましたが、平成13年度からは第1子を1万8,000円に増額し、第2子を3万3,000円、第3子以降について4万7,000円に増額改定をいたしております。

3番目の私立幼稚園協会補助金につきましても328万円の助成となっております。

また、市単独補助金の園児1人当たりの平均といたしましては、平成6年度まで3,955円となっております。先ほど申し上げましたような助成によりまして、平成12年度末では5,873円となり、1,918円の増額を図っているところでございます。

今後幼児教育の大部分を担当していただいている私立幼稚園に対しまして、本市といたしましても厳しい財政状況の中ではありますが、公費負担と保護者負担軽減等の助成について、引き続き

検討、努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

14番(毎熊政直君) それぞれご答弁ありがとうございました。

時間がございませんので、まず端的にお伺いします。

将来を見据えた夢のあるまちづくりについてであります。今、市長の方から、そしてまた企画部長の方から、女神大橋、諏訪の森再整備構想について、そして道路網についてご説明がありましたけれども、要するに、私が今回お願いしたいのは、17年度、18年度にこの事業がすべて完成に向けて今、動いているわけです。そして、先ほど本壇で話をさせていただいたように、これを端的に、今の各部、所管ごとの事業として展開していくならば、本当の長崎の魅力につながっていかない、そういう思いから、私は市長をお願いをしたいと思います。

ぜひこの新しい長崎の、今からますますこの不況下の中に苦しんでいくと思います。17年度に完成してからいろんな事業展開をするのではなくて、この17年度に関して言えば、長崎は、全国的にも、世界に向けても一番元気があるまちなんだということを中心にいろんな角度から、教育の面からも、そして当然、観光の面からも、経済的な面からも取り組んで、一つのプロジェクトチームをつくり上げていただいて、長崎の本当の魅力、そしてまた長崎経済活性のために論議をしていただきたい。そして、こういう事業が完成したころには、そういうものを一遍に全国に発信できるような、そういうものを今からつくり上げていただきたいという思いから、この質問をさせていただいたわけでございます。

この件につきまして、市長のお考えをお伺いいたします。

市長(伊藤一長君) 毎熊議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

ちょっと言い過ぎがあるかもしれませんが、私も実は、議員、また傍聴の方々も含めて、ご存じのように、市会議員を2期8年、県会議員を3期12年させていただきました。市長としては、今、7年目に入ったわけでございますけれども、言い過ぎがあるということをもっとお断りしての発言としてお許しをいただきたいと思います。

長崎市は県庁所在地でありまして、長崎県と長崎市の関係、あるいは経済の状況がもっと、高度経済成長時代も含めて、景気のいいときに、例えば長崎市全体の斜面の市街地をどうしようじゃないか、基幹産業は造船とか水産とか観光が元気だったけれども、そのほかのものはこれでいいのかどうか、あるいは道路の問題の整備もしかりでございます。また、ハコモノの、具体的には申し上げませんが、いろんな大型のハコモノの施設が、図書館に至っては、県庁所在地で、恥ずかしい話ですけれども、長崎市が一番最後の市立図書館がない都市になってしまいました。

そういう一番いいときに、これは私の責任も含めてのことで発言させていただきたいと思いますが、そういうときにお互いに、先ほどの前段の吉富議員さんの発言もございましたけれども、お互いが本当にけんけんがくがくの議論をした中で、そういう道筋というものがある程度しておけば、私は、長崎はある意味ではここまで落ち込んでなかったのではないかなと、これは斜面の再生事業も含めてそうでございます。これは何十年という時間がかかるわけですから。それをやっとのことで、そういう深い反省も含めた中で、議会の皆様方とのちょうちょうはっし、あるいはけんけんがくがくのそういう議論、ご指導等もいただきながら、やっとのことでこの道筋が最近、少しずつですけれども、確実に市民の方々も含めて見えつつあるのかなというふうに、それがいみじくも毎熊議員がおっしゃる将来を見据えた夢づくりという形で整いつつあるのかなと、その第一段階が今やっと見えつつある、そして平成18年の春に市民の方々あるいは県都の市長の責任も含めて、こういう形のまちになりますよと、ハード面でこうですよ、ソフト面でこういうものがありますよと、ソフト面は特にこの14年度の予算編成の中で、今から私は頑張りたいと思いますけれども、それがやっど、そういう長崎県とのかかわりも含めて、私は整いつつあるのかな、見えつつあるのかな、市民の方々、訪れる方々に、そういうふうに評価していただけるようになりつつあるのかなというふうな反省をも込めた、自分で言えばおかしいんですけれども、そういう見通しも出てきたなという感じが私はしております。

ですから、やっどここまで来ましたし、でき得

れば平成18年というのは、今からこういうことを申し上げたら、また先の話ですけれども、それでもあつという間に来るんですけれども、毎熊議員さんがおっしゃるのは、18年以降は、ではどうなるのかという議論だと思いますが、17年というものをクリアしていけば、おのずとこの18年度以降というのは、この第三次計画もそうですけれども、そういう形で長崎市政全体が、町村合併がどうなるかというまだ不透明な部分がございますけれども、相当大きく動き出していき、また、それを皆さん方が望んでおられる。そのために力を合わせていこうということではないのかなというふうに思いますので、今後とも、ご指導をいただきながら、連携を取りながら頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。14番(毎熊政直君) もうこのことについて議論をしていますと時間が到底足りませんので、ただ一つ要望をしておきます。私が今お願いしているのは、ぜひこのすばらしい頭脳集団である市役所の全庁の皆さん方をお願いをして、そして今、単に所管ごとの縦割り行政ではなくて、横断的にみんなの力で長崎をいかにすればよくなるか、その議論を深めるためにプロジェクトチームをつくって立ち上げてくださいということをお願いしたかったわけでございます。ぜひ市長、この点は強く要望して、このまちづくりの問題は要望とかえさせていただきたいと思います。

次に、環境行政についてでございます。先ほど市長から、今後の長崎市の環境行政の取り組みについてご答弁がありましたけれども、その中で、私は、この1、2カ月、今の答弁をお聞きしている中で、本当かなと思うようなことを目にしております。耳にもしております。

環境部長、環境部長は3月の中田 剛議員の一般質問の中で、川平地区の廃品業者の件を答弁をされております。あの状況は、もう皆さん全部ご存じだと思います。あの3月の時点で最終的に部長は「何らかの改善策ができないか早急に検討・研究を行うよう内部で検討を始めたところでございます」と、最終的に答弁で締めくくっておられます。

ところが、今この川平地区のあの業者、事業者が、まさに分水嶺を越えて東長崎の現川地区で土地を求めて、そしてまた事業をそこでやろうとい



うことで始めておられるんですよ。そして、そこで私が一番問題にしたいのは、もう許可は取ってあるじゃないですか。市に届け出はしてあるんですよ。地元の皆さんには、「もう市の許可は得ています」と、はっきり明言しております。本来ならば、地元の皆さんの同意を得なくても事業はできるんですよということまで言及してあるんです。これを裏返せば何ですか、この答弁は。何にも3月以降、部内の協議をしていないと、ただあのときの答弁と同じように、農林振興課の方に土砂埋め立ての指導要綱として提出をする、それを関係各課で、環境部、水道局で、当然、水源上流ですから協議をしているだけなんですよ。そして一定、業者の油水分離槽をつけなさいとか何とかということで、単なる従来どおりの指導をしている。しかし、あのときも問題になったように、こういう事業というのは、すべて私は否定はしません。しかし、市民生活のサイクルの中で必要な事業とも認識もしています。しかし、ここで環境部が今のような腰を引いて、全く問題は先送りのような体制では、長崎の環境はどうなるんですか。地元の市民は非常に今、けんけんがくがくした論議をしてきてるんですよ、100%反対なんですけれども。しかし、反対ということを個人的に言っても、今、環境行政の中では、まさに法的措置がとれないとか、要するに指導ができないということをおっしゃっている。ましてや、ああいう問題があったにもかかわらず、環境部の人たちは、地元の住民の方とは一回も会っておられないと思いますよ。説明も何も無いと思うんですよ。

だから、今のその体制を、まだ国の方針が出てないとか云々ではなくて、これだけの問題が起きたことですから、あれから今の現行法で何とか市が関与して、そして住民の皆さんにも、事業者にもきちんとした形で説明を私はするべきだと思っているんです。それをやっていない。やるということここには書いてあるんですよ。しかし、環境部の内部では、やはりできませんと、今は何も言えませんが、しかし、これだけ環境環境、21世紀は環境の時代といわれていることは十分認識されていると思うんですよ。

そこで、今の単なる土砂埋め立て、それは目的はわかっているんですよ。そういうものを3月からきょうに至るまで、環境部内でどういう協議

をされて、どういうふうに進められてきたか、再度お尋ねします。

環境部長(高橋文雄君) 毎熊議員の再質問にお答えをいたします。

ご指摘のとおり、この問題は、去る3月議会でも取り上げられたところがございます。したがって、私どもは既存の環境保全条例、環境基本条例、それから水質汚濁防止法、廃掃法などの適用ができないものか、また、新しく新条例の必要性も含めて、適正処理、保管、美観対策など、そういう研究を他都市の調査も行っておったところがございます。この間に環境省から二度にわたっての通知がありました。廃棄物の定義につきましても新しく解釈が示されまして、罰則規定もあるこの廃棄物処理法の規制強化がなされたところがあります。

したがって、この業者につきましても、3月議会も適宜計画的な搬出を指導したところがありますし、ご指摘のように、土砂の流失あるいは油分が漏れないような油水分離槽の設置、これにつきましても業者は同意をしておるところでございます。しかしながら、この廃棄物処理法の強化がなされることによりまして、今まで有価物ということで、ある意味では手も足も出ない、廃掃法の適用除外ということでありましたが、この解釈によりまして、有価物と無価物が混在するもの、あるいは有価物と称して長期間放置されているもの、そういうものにつきましても保管場所の構造、保管の高さ制限など、現行の廃棄物処理法に規定されます保管基準等が厳正に対処することができました。

したがって、これの積極的な運用をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、当該建設予定地につきましても、関係住民の方々のご心配が募っておるということも十分承知しておりまして、事業者の住民説明会などに私たちも立ち会いを行うことや、廃棄物が混在する場合におきましては、法に基づく立入調査を行い、保管場所の構造や保管の高さ制限などのチェックを行うこととしております。

また、状況によりましては、事業者と関係住民との間に締結する協定書につきましても、排水の測定や報告書などを盛り込みまして、その履行状

況が確認できるような内容を規定するよう、事業者と住民の方との調整により一層の努力をしてみたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、法の解釈が厳正になりましたことで、私どももより一層、廃棄物対策につきまして厳正に臨みたいというふうに思っております。

よろしくをお願いします。

14番(毎熊政直君) 時間がございませんから、この問題については、まだまだたくさん言いたいことがあるんですけれども、ただ部長、今おっしゃったことは、ほぼ前段は3月議会でおっしゃったこととほとんど変わってないんです。最後に、今始めて、地元と事業者の間に入っている話をしましよと、遅いんですよ、これは。事業者だって、もう土地を求めているんですよ。経費をかけているんですよ。その前に、こういう問題が上がってきたときに、庁内どうなっているんですか。こういう話があって、こういう事例があったと、こういう問題があったということはわかっているんですよ。なぜその土地を求めの前に、事業部としてきちんとした精査をして、事業者にもきちんと地元からの同意を取り付けてきなさいというふうなことは指導ができるじゃないですか。法的な問題を私は言っているんじゃないんです。事業部の中の、本当に今、環境部が大変な時代ということは、先ほども話したように認識をしていただいて、環境部全体の喚起を私は促していただきたいと思います。一つひとつのことが後では大変なことになるということを認識していただきたい。

もう一つ、この前あったように、それこそ市内の業務委託をされている業者が、そこが建築基準法上に不備があったのも、そういうものも平成9年から気づかない、嘗々と今日まできていた。それを今ごろ慌ててどうかせんといかんとバタバタと、最終的には事業者だけ一人が痛みを受けている。環境部はどういうことを指導してきたか、私は、はっきりわからない。そういうことが実例としてありますので、私は、環境部の職員の方々に、今から環境行政というのは非常にシビアなものだということを再度、認識をしていただいて、市民に安心感を少しでも与えられるような環境行政をひいていただきますように強くお願いを申し上げまして、この件は終わらせていただきます。

次に、幼児教育のあり方について再質問をさせていただきます。

今、教育長からご答弁をいただいたんですけれども、教育長、私が今回質問させていただいたのは、単に補助金を上げてくださいというために質問をさせていただいたわけではないんです。格差是正もあります、確かに。大きくあるんですよ。市立の幼稚園では、入園料が1万4,700円、私立は平均3万6,700円、そして保育料も6,200円と2万2,000円と、これだけ格差があります。そして結局、今は3園、長崎市立幼稚園はありますけれども、これは260名ぐらいのお子さんが通っておられます。さっきおっしゃったように、93%が私立の幼稚園でもっておられるわけなんです。

こういう時代に今、長崎市は、端的に言えば、国の交付税が含まっておりますので単純計算はできないけれども、園だけに入る補助金というのは、幼稚園である程度いろんな教育とか何とかに使える補助金というのは、私立学校振興費補助金だけです。これを単純に比較しますと約3,180万円、総額です。そして園児数が5,836名。これで割りますと5,460円にしかならないんですよ。私立の幼稚園の1年間に市から補助していただいているのは。しかし、公立の場合は、これは昨年度比ですけれども、昨年度は1億4,170万円、これを昨年度の園児数の273名で割ると約52万円、公立の場合は年間に52万円もの市税が、100倍の市税が投入されている形になるんです。ほかにもいろいろ補助メニューはあるでしょう。それもお聞きしました。

そういう中で、教育長、私は基本的なものをお願いしたい。今、待機児童ゼロ政策とか少子化対策とか、いろいろやっておられます。しかし、私が今思うには、教育というものについて非常に希薄ではないか。今、まさに小学校1年生からではなくて、3歳児からきちんとした集団生活のあり方とかしつけとか、そういうものを教えていく必要性があるんじゃないか。もし、これを長崎市でやろうとしたら莫大な費用がかかるんですよ。それは言わなくてもわかっていることだと思いますけれども、こういう中で、今これだけ教育が叫ばれている中で、今後、いや補助金はふやせませんか、私は、補助金を単なるふやせとやっているんじゃないかと、長崎市として独自の、この3歳児からの幼児教育の政策は立てられないんですか。そして、

それを公立でやることができないから、私立の幼稚園の皆さんに一定、もう51カ園あるんですけれども、皆さんそれぞれ歴史もありますし、教育というものに対してのそれぞれ高い認識も持っておられるんです。そういうところに一定メニューを出していただいて、独自の長崎市の幼児教育のあり方というものを出していただいて、そしてそこが精査して、その園がそれだけ教育をする価値があるというならば予算をつけてやっていいじゃないですか。ほかの予算よりも、まず教育に予算を捻出するべきだと思います。そこに踏み込もうというお考えはないのか、もう一度教えてください。市長(伊藤一長君) 教育長も手を挙げていましたけれども、大事なことでありますし、私の方から答弁をさせていただきたいと思えます。

毎熊議員の質問に答えた形で教育長が種々、長崎市の特に幼児教育、幼稚園教育のあり方についてのいろんな各種施策を金額等々も挙げながら申し上げました。毎熊議員のご指摘も含めてそうですけれども、せっかくの機会ですから私の考えを述べさせていただきたいというふうに思えます。

幾つか問題点があるかと思いますが、1つは、実は省庁の再編があるという形で、これは画期的な再編ですので熱い期待を持っていたわけですが、結果的には、例えば幼稚園は文部省ですよ、保育所は厚生省ですよという形が両方一元化で1つの部署になって、同じ子どもですから、そういう形の省庁再編になるのかなという期待があったと思います。結果的にふたをあけてみたら、相も変わらず中身は一緒だと、それぞれの中で結局そのまま引き継いだ形で世帯だけがなくなってしまうというふうな制度的なもの、国のあり方の問題等もあるかと思いますが、それがそのまま引き継がれた形で今日まで、きょうは傍聴の方もたくさん熱心にお見えでございますけれども、幼稚園の問題は県ですよ、保育所の問題は市ですよというふうな形がそのまま相も変わらず流れは全く変わっていないということが実は、そうかといって子どもたちは少子化社会に入ってきている、お母さん方は社会参加も含めて忙しくなっている、いろんな活動分野の幅が広がってきているということでございますけれども、根本は全く変わってないんです。

しかし、大きく変わってきているのは、少子化

社会に入って、行政の責任において、やはり子どもさん方は胎内にいるときから、そして生涯教育というものもありますけれども、少なくとも胎内にいるときから、幼児のときから、幼稚園、保育所の教育から小学校、中学校と、あるいは学童保育とか、そういうものを含めて、そういうものが行政の責任ですよという形で、少子化社会というものと連動した形で、非常に行政のすそ野といいますが、それが非常に広がってきているということもある意味では事実だと思います。

そういう中で、私たちは一生懸命に財源のやりくりをしながら、特に私立幼稚園協会の皆さん方とは鋭意いろんな機会をとらえてご協議とかをさせていただきながら、また、いろんな問題点の整理をさせていただきながら取り組まさせていただいている。

ですから、幼稚園は県の問題だから長崎市は知りませんよ、県の方でやってくださいよと、そういうふうな扱いは今までもしていないつもりですし、これからは私はすべきではない。あくまでも長崎市民の子どもであると、ですから、大事にしなければいけない。そうかといまして、そういう権限の問題、所管の問題、国の方がいるんな、いわゆる現内閣もそうですけれども、いろんな形の予算をつけておりますけれども、どちらかと言えば、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、保育の方にシフトをしたような、そういうふうな予算が非常目立つわけです。幼稚園の方は、じゃどうなっているのと。ある意味では、私たちがこれから考えなくてはいけないのは、幼稚園の入園者の方も非常に少なくなっている、経営も困ってきているという実情は十分に理解できますので、毎熊議員さん、あるいは議会の皆さんのかねてからのご指摘等も踏まえながら、今後は、そういうふうな財源のやりくりをしながら、どういうふうな、例えば保育所ばかりするのではなくて、保育所の補助をしたって保育所にはまだ待機児童がいるわけですから、その子どもたちを幼稚園の方に移っていただく、そういうふうないろんな問題点の整理をこれからどう具体的にやっていくのかという問題になってくるのではなかろうかなというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。

14番(毎熊政直君) 市長、今まさに、今の市長

の答弁を聞いておったら、私どもと同じ考えですということをお聞きいただけと私は受けとめています。

そこで、長崎市として独自の政策は出せないかという、私は問いかけを今しているんです。旧文部省のあれはわかります。しかし、長崎市独自で今、なぜ3歳児からの教育が必要かということは、もう市長も十分わかられるはずなんです。これの背景には、親の教育もあるんです。幼稚園のときは、運動会あたりでは親は鈴なりして来る。ビデオを持って。だんだん小学校に入って2年生、3年生、4年生になってくると数が減るんです。だから、この幼児期の、この幼稚園時代の子どもたちに本当の今のしつけとか、そういう情緒教育を施すことが今から本当に大事なことになるわけです。それは私が言わなくても、市長もよくわかりだと思っんです。

だから、この時期に何らかの手を差し伸べる方策はないか。長崎市独自の政策としてないか。親もそのときが一番吸収するんです、子育てに関心が高いときですから。そのときに親と子の両方一緒に、幼稚園がそれぞれの教育力を持っているところが独自の形を出して幼児教育をやっていくと、そういうものにぜひ長崎市で何らかの形で補助メニューができないか、今後とも、ぜひ前向きに検討していただきますようお願いを申し上げます。質問を終わらせていただきます。

副議長(江口 健君) 休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。

= 休憩 午後0時2分 =

~~~~~  
= 再開 午後1時2分 =

議長(鳥居直記君) 休憩前に引き続き会議を開きます。21番高比良末男議員。

〔高比良末男君登壇〕

21番(高比良末男君) 質問通告に基づきまして、順次、質問をさせていただきます。市長並びに係理事者の明快なご答弁をお願いいたします。

まず最初に、学校給食についての1点目として、中学校の完全給食について質問をいたします。

中学校の完全給食実施の取り組みにつきまして、これまで7年間にわたり検討が続けられてきましたが、次年度は、大きな進展が必要であるとの観点から、以下、これまでの取り組みの経過を

振り返りながら、長崎市の今後の対応について見解を求めたいと思います。

平成7年6月29日の第3回定例会において、市長が施政方針説明の中で、「中学校の完全給食については、心身ともに旺盛な発達段階にある生徒に対し、適切な学校給食を実施することは、義務教育の完成を目指す上で大変意義のあることと考える。今後、中学校完全給食にかかる諸問題を十分に研究し、その導入について積極的に検討していく」と決意を表明され、以降、議会で完全給食に関し、いろんな視点からの意見並びに質問が繰り返されました。

平成8年6月、中学校の完全給食について、広く市民の意見を聞き、実施の是非、方法及び運営等について論議をしていただき、その提言を尊重したいとの市長の考えのもと、PTA及び学校関係者、学識経験者、市議会代表の30名で構成された長崎市中学校完全給食検討懇話会が設置されました。検討懇話会は、平成8年7月から平成10年2月までの2年度にわたって13回開催され、多角的な協議が行われました。私も、そのメンバーの一人でありました。

平成10年3月、検討懇話会より市長に、その報告書が手渡されました。その内容を要約すると、中学校においても完全給食を実施する必要がある。実施方法としては効率的運営方法の検討をする必要があるが大勢の意見であったとの取りまとめでありました。

それを受けて、平成10年9月定例会に、平成10年度一般会計補正予算として、中学校の完全給食実施調査費が計上されましたが、議会において種々論議の結果、中学校の完全給食実施を全く否定するものではないが、親子方式など他の方式を考慮せず、どうしてもデリバリー方式で実施しなければならないという納得できる説明が得られないこと。検討懇話会での完全給食実施は必要ないとの一部反対意見が尊重されていないこと等の理由で、原案は全額削除の修正可決となりました。その後、本件は平成11年3月議会で再計上され可決されました。

その後、1年間の調査研究を経て、平成12年3月定例会で、中学校完全給食実施上の諸問題解決を目指した中学校完全給食試行事業が議会の承認を得ました。そして、平成13年1月から12月まで